

様式第 2 号の 1－②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第 2 号の 1－①を用いること。

学校名	東北文化学園専門学校
設置者名	学校法人 東北文化学園大学

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
商業実務専門課程	診療情報管理士専攻科	夜・通信	150 時間	80 時間	
医療専門課程	視能訓練士科	夜・通信	435 時間	240 時間	
(備考) 視能訓練士科は令和 6 年度からの募集停止のため、今年度は 3 年生のみ在籍					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

専門学校公式ホームページに掲載 「実務経験のある教員等による授業科目一覧」 https://www.tbgu.ac.jp/college/about/disclosure/course-description
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	東北文化学園専門学校
設置者名	学校法人東北文化学園大学

1. 理事（役員）名簿の公表方法

ホームページに公表
<https://www.tbgu.ac.jp/about/information/officer-list>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	元 東北大学加齢医学 研究所教授	2025 年定時 評議員会終 結時から2年 以内に終了 する会計年 度の定時評 議員会まで	・組織運営体制の チェック機能 ・学術研究
非常勤	宮城学院女子大学教授 (教職センター主任)	2025 年定時 評議員会終 結時から2年 以内に終了 する会計年 度の定時評 議員会まで	・組織運営体制の チェック機能 ・教育
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	東北文化学園専門学校
設置者名	学校法人 東北文化学園大学

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
授業計画(シラバス)については、2月に次年度の授業担当教員(複数教員が担当する場合は主担当教員)に対して作成依頼し、科長が中心となり、記載内容について確認を行い、不備があれば授業担当教員に修正等を依頼する。 科ごとに取り纏め、3月上旬までに教務委員会に提出し、教務委員会で確認・点検を行う。記載内容に不備があれば授業担当教員に修正等を依頼する。授業計画の公表については、4月2週目までに学生へ配布し周知するとともに、公式ホームページで公表する。	
授業計画書の公表方法	専門学校公式ホームページに掲載 「授業概要」 https://www.tbgu.ac.jp/college/about/disclosure/course-description
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

履修した授業科目の成績については、定期試験（これに代えての論文、作品又はレポート）の成績、平常時における小テスト、課題、レポート、作品等資料の成績により、総合的に評価する。

成績評価は、5段階でS、A、B及びCを合格、Dを不合格とし、その評点を、上限100点を満点として、次の基準によるものとする。

S	90点以上
A	80点以上 89点以下
B	70点以上 79点以下
C	60点以上 69点以下
D	59点以下

成績評価の結果、合格と認定された授業科目については、所定の単位を与える。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

成績評価において、履修科目の成績評価を100点満点で点数化し、全科目の合計点の平均を算出したものを客観的な指標とし、運用している。上記の方法により、前期末および学年末に分布状況を把握する。

客観的な指標の
算出方法の公表方法

専門学校公式ホームページに掲載
「成績評価及び客観的指標」
<https://www.tbgu.ac.jp/college/about/disclosure>

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 卒業については、学則第 22 条の 2 項および履修規程第 16 条に定めている。 (学則第 22 条の 2) 本校において、第 4 条第 1 項の専門課程に所定期間在学し、かつ、試験等により別表の教育課程における所定授業科目を修得して全課程を修了したと校長が認めた者には、卒業証書を授与する。 (履修規程 第 16 条) 学生の修了に係る授業科目の修得及び全課程の修了については、判定会議の議を経て、校長が認定する。	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	専門学校公式ホームページに掲載 「学則」「履修規程」 https://www.tbgu.ac.jp/college/about/disclosure

様式第2号の4－②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4－①を用いること。

学校名	東北文化学園専門学校
設置者名	学校法人東北文化学園大学

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	ホームページに公表 https://www.tbgu.ac.jp/about/information/financial-info/finance
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

① 学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士	
商業実務		商業実務専門課程	診療情報管理士専攻科					
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
1 年	昼	960 単位時間／単位	450 単位時間 ／単位	420 単位時間 ／単位	90 単位時間 ／単位	0 単位時間 ／単位	0 単位時間 ／単位	
			960 単位時間／単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
40 人		3 人	0 人	1 人	6 人	7 人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）	
（概要） 医療秘書科・医療情報管理科で2年間学んできた専門知識を更に深め、診療報酬や診療情報管理などの知識を持つ、診療情報管理士の資格取得を目指す。診療情報管理士認定試験合格へ向けた試験対策や診療情報管理士実習を行う。診療情報管理士として必要な医学知識の修得と医療現場で必要なパソコンのスキルを習得し、Access ビジネスデータベース技能認定試験等の資格取得も目指す。	
成績評価の基準・方法	
（概要） 履修した授業科目の成績については、授業計画（シラバス）に記載された成績評価の方法・基準に従い学生の学修成果（定期試験、小テストの結果、課題、レポート、作品等の内容等）により、総合的に評価する。 成績評価は上限100点を満点として、5段階でS（90～100点）、A（80～89点）、B（70～79点）及びC（60～69点）を合格、D（0～59点）を不合格とし、合格と認定された授業科目について所定の単位を与える。	
卒業・進級の認定基準	
（概要） 卒業および進級については、学則第22条、履修規程第15条および第16条に定められている。 【学則 第22条】 （進級及び卒業） 進級は、試験等により別表の教育課程における学年の所定授業科目を修得した者に限り認める。 2 本校において、第4条第1項の専門課程に所定期間在学し、かつ、試験等により別表の教育課程における所定授業科目を修得して全課程を修了したと校長が認めた者には、卒業証書を授与する。 【履修規程 第15条および第16条】 （進級の認定） 第15条 学生の進級に係る授業科目の修得については、判定会議の議を経て、校長が認定する。 2 進級を認められなかった学生は留年とし、原則としてその年次の学則別表履修要件の欄に係る授業科目を再履修しなければならない。 （修了の認定） 第16条 学生の修了に係る授業科目の修得及び全課程の修了については、判定会議の議を経て、校長が認定する。	

2 修了を認められなかった学生は留年とし、原則としてその年次の学則別表履修要件の欄に係る授業科目を再履修しなければならない。

学修支援等

(概要)

担任制度を導入しており、毎週ホームルームを通じて、学習指導及び生活指導を行っている。放課後や休憩時間などを利用して、学生への自己学習の支援を行っている。また、定期的に個人面談を実施し、学生指導を行っている。

さらに、資格取得の為、検定試験対策として補習授業を実施している。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
3 人 (100%)	0 人 (0.0%)	3 人 (100%)	0 人 (0.0%)
(主な就職、業界等) 病院、医事コンピュータ企業			
(就職指導内容) 履歴書指導、模擬面接指導			
(主な学修成果（資格・検定等）) 診療情報管理士、診療報酬請求事務能力認定試験			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状

年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
3 人	0 人	0.0%
(中途退学の主な理由) 該当者なし		
(中退防止・中退者支援のための取組) クラス担任による学生の観察及び出席状況把握を日常的に行い、ホームルームでの集団的な指導のほか、個別の面談指導等を随時実施している。また、教務委員会による年4回の「学生調査（出席調査）」の実施において把握し、基準に満たない学生については保護者にその都度通知している。		

分野		課程名	学科名	専門士		高度専門士	
医療		医療専門課程	視能訓練士科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3 年	昼	2,745 単位時間／単位	195 単位時間 ／単位	30 単位時間 ／単位	630 単位時間 ／単位	0 単位時間 ／単位	0 単位時間 ／単位
			855 単位時間／単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120 人		15 人	0 人	5 人	9 人	14 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）	
（概要） 1 年次では、主に専門基礎科目で、人体・視覚器の構造と機能、視能矯正の概論と総論を学び、数学・英語等の基礎科目で3年間の学びの土台を作る。 2 年次では、専門科目を学び、現場で使用する機器を用いた学内実習を行い、生きた知識を身に付け、保育実習、病院見学実習で3年次で行う臨床実習に備える。 3 年次では、今まで得た知識と技術を基に前後期各7週間の臨床実習を行い、実践力を培う。 並行して国家試験合格と就職内定に向け、総仕上げをしていく。	
成績評価の基準・方法	
（概要） 履修した授業科目の成績については、授業計画（シラバス）に記載された成績評価の方法・基準に従い学生の学修成果（定期試験、小テストの結果、課題、レポート等）により、総合的に評価する。 成績評価は上限100点を満点として、5段階でS（90～100点）、A（80～89点）、B（70～79点）及びC（60～69点）を合格、D（0～59点）を不合格とし、合格と認定された授業科目について所定の単位を与える。	
卒業・進級の認定基準	
（概要） 卒業および進級については、学則第22条、履修規程第15条および第16条に定めている。 【学則 第22条】 （進級及び卒業） 進級は、試験等により別表の教育課程における学年の所定授業科目を修得した者に限り認める。 2 本校において、第4条第1項の専門課程に所定期間在学し、かつ、試験等により別表の教育課程における所定授業科目を修得して全課程を修了したと校長が認めた者には、卒業証書を授与する。 【履修規程 第15条および第16条】 （進級の認定） 第15条 学生の進級に係る授業科目の修得については、判定会議の議を経て、校長が認定する。 2 進級を認められなかった学生は留年とし、原則としてその年次の学則別表履修要件の欄に係る授業科目を再履修しなければならない。 （修了の認定） 第16条 学生の修了に係る授業科目の修得及び全課程の修了については、判定会議の議を経て、校長が認定する。	

2 修了を認められなかった学生は留年とし、原則としてその年次の学則別表履修要件の欄に係る授業科目を再履修しなければならない。
学修支援等
(概要) 担任制度を導入している。毎週のホームルームを利用し、学習指導及び生活指導を行う。放課後や休憩時間に自習スペース等を利用して、学生の自己学習支援を個別に行っている。 また、定期的に個人面談を実施し、学習だけでなく生活面も含め学生指導を行っている。さらに、資格取得の為、検定試験対策として補習授業を実施している。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
18 人 (100%)	0 人 (0.0%)	16 人 (88.9%)	2 人 (11.1%)
(主な就職、業界等) 医院・診療所、病院			
(就職指導内容) 履歴書指導、小論文指導、模擬面接指導			
(主な学修成果（資格・検定等）) 視能訓練士国家資格、秘書技能検定			
(備考)（任意記載事項）令和6年度から募集停止のため、今年度は3年次のみ開講			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
38 人	5 人	13.2%
(中途退学の主な理由) 進路変更、病気療養		
(中退防止・中退者支援のための取組) 保健室・保護者と連携し、情報を共有しながら学生の体調管理に努め、学生との信頼関係を早くから構築し、個々のモチベーションを高める指導を行う。		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
建築士専攻科	100,000 円	380,000 円	190,000 円	その他は施設設備費と 教育充実費の合算金額
診療情報管理士専攻科	100,000 円	380,000 円	150,000 円	
修学支援（任意記載事項）				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） 専門学校公式ホームページに掲載 「自己点検・自己評価報告書」 https://www.tbgu.ac.jp/college/about/disclosure		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）		
本校では、平成 25 年度に文部科学省の「専修学校における学校評価ガイドライン」を参考に毎年、自己点検・自己評価を行い、自己点検・自己評価報告書を作成している。 自己点検・自己評価報告書を基に、学校関係者評価委員会を開催し意見を取りまとめ、改善が必要な事項については、校長が責任者として、毎年、取り組んでいる。 主な評価項目は教育理念・目的・育成人材像、学校運営、教育活動、学修成果等。 学校関係者評価委員会は、次項に掲げる委員をもって組織する。 ・業界又は職種における人材の専門性に関する動向等に関見を有する業界団体等の役員又は職員 ・教員の専門性の維持・向上を目的とした研修等を行う職能団体（資格者団体、養成施設協会等）の役職員 ・国または地域の地方公共団体等の関係部局の職員 ・専攻分野に関する学会や学術機関等の有識者 ・実務に関する最新の知識、技術及び技能について知見を有する企業等の役職員 ・卒業生・専修学校関係者・高等学校関係者・保護者・地域住民等 ・その他委員長が必要と認めた者（本校の教職員を除く）		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
一般社団法人 宮城県建築士事務所協会	2024 年 4 月 1 日～ 2026 年 3 月 31 日	業界団体等役職員
宮城県診療情報管理研究会	2024 年 4 月 1 日～ 2026 年 3 月 31 日	業界団体等役職員
NPO 法人全国コミュニティライフ サポートセンター	2024 年 4 月 1 日～ 2026 年 3 月 31 日	業界団体等役職員
株式会社日本眼科医療センター	2024 年 4 月 1 日～ 2026 年 3 月 31 日	企業等役職員
株式会社スティック	2024 年 4 月 1 日～ 2026 年 3 月 31 日	卒業生・同窓会会長
学校関係者評価結果の公表方法		

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 専門学校公式ホームページに掲載 「学校関係者評価報告書」 http://www.tbgu.ac.jp/college/about/disclosure
第三者による学校評価 (任意記載事項)

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.tbgu.ac.jp/college/about/disclosure
--

その他は施設設備費と教育充実費の合算金額

(別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H104391010170
学校名（〇〇大学 等）	東北文化学園専門学校
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	学校法人 東北文化学園大学

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		15人（-）人	14人（-）人	15人（-）人
内 訳	第Ⅰ区分	-	-	
	（うち多子世帯）	(0人)	(0人)	
	第Ⅱ区分	-	-	
	（うち多子世帯）	(0人)	(0人)	
	第Ⅲ区分	-	-	
	（うち多子世帯）	(0人)	(0人)	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	-	-	
	区分外（多子世帯）	0人	0人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（0）人
合計（年間）				15人（-）人
(備考)				

- ※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。
- ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が廃止の基準に該当）	0人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意 欲が著しく低い状況	0人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	-	0人	0人
計	-	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良である
ことについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2 年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたこと
により認定の取消しを受けた者の数

退学	-
3月以上の停学	0人
年間計	-
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)&及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)&及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	0人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	-	-	-
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	0人	0人
計	-	-	-
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。